

令和3年度 幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育所の入所について

1 保育の必要性の認定

教育・保育施設の利用を希望する場合は、町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には3種類あり、認定区分によって利用できる施設が異なります。 ※お子様の年齢は入所年度の4月1日時点

支給認定区分		保育の必要性	保護者の状況	利用できる施設
満3歳 以上	1号 認定	なし	幼稚園等の教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園幼稚園部分
	2号 認定			
満3歳 未満	3号 認定	あり	保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園保育園部分 小規模保育所（3号認定のみ）

○保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	保育必要量	認定の有効期間
① 就労 (家庭外・家庭内労働)	月48時間 ～月120時間未満	就労している期間
② 同居又は長期入院している親族の看護・介護	→短時間	看護・介護の必要がなくなるまで
③ 就学（職業訓練等における職業訓練を含む）	月120時間以上 →標準時間	最終通学日の月末まで
④ 妊娠・出産	標準時間	3歳未満児は出産予定日の前1ヵ月・後2ヵ月 3歳以上児は入園継続
⑤ 保護者の疾病、障害	申請内容により 短時間／標準時間	療養が必要でなくなるまで
⑥ 災害復旧にあたっている	標準時間	災害復旧が終了するまで
⑦ 求職活動	短時間	入所した日から3ヵ月
⑧ 虐待やDVのおそれがある	標準時間	危険性がなくなるまで
⑨ 育児休業取得中に、すでに保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる	短時間	最長、出生児童の年齢が1歳になる年の年度末まで ※ただし、1歳になる年の年度末を越えて育児休業を取得する場合は、この限りではない
⑩ その他上記に類するものとして認める場合	申請内容により 短時間／標準時間	町長が必要と認める期間

※保育を必要とする理由や申請内容によって標準時間認定、短時間認定の基準を定めていますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合には、保護者の申請により標準時間認定をできる場合があります。

○標準時間：1日最長11時間で必要となる時間利用可能

○短時間：1日最長8時間で必要となる時間利用可能

お問合せ先
江北町教育委員会 こども教育課
子育て支援係
TEL：0952-86-5621

2 入園申込み・支給認定申請

(1) 入園申込書・支給認定申請書の配布について

- 配布日時：令和2年10月26日（月）～令和2年11月13日（金） ※土・日・祝日を除く
- 配布場所：江北町教育委員会こども教育課
※江北町ホームページからダウンロードすることもできます。
※在園児については、各園を通じて配布します。

(2) 入園申込書・支給認定申請書の提出について

- 申込期間：令和2年11月2日（月）～令和2年11月13日（金）** ※土・日・祝日を除く
- 提出場所：江北町教育委員会こども教育課
- 提出書類

- ① 入園申込書（兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届出書）（児童ごと）
又は施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届出書（児童ごと）
- ② 児童の保育・健康状況調査書（児童ごと）
- ③ 納付誓約書
- ④ 保護者等の状況によって提出すべき書類

ア) 就労	勤務証明書又は自営申立書又は営業許可証等の写し
イ) 同居又は長期入院している親族の看護・介護	介護・看護申立書 及び 介護・看護される方の診断書 又は 介護保険証の写し 又は 看護等の状況が分かるものの写し
ウ) 就学（職業訓練等における職業訓練を含む）	大学その他の学校又は職業訓練学校等の在籍証明書 若しくは 学生証の写し又はそれらに類するものの写し
エ) 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定日がわかる部分）
オ) 保護者の疾病、障害	診断書
カ) 災害復旧にあっている	地区の消防署長の確認
キ) 求職活動	保育所入所に関する申立書及びハローワークカードの写し

※他にも、必要に応じて提出していただく書類等があります。

※③、④は兄弟姉妹が同時入所する場合は、提出は1部でかまいません。

※児童の父母と65歳未満の同居する祖父母等すべての方の証明を添付してください。

※添付書類の提出が期限内に間に合わない場合は入園申込書を提出の際にその旨お伝えください。

なお、準備ができ次第すみやかに提出をお願いします。

対象施設	提出書類
町内外保育所	①・②・③・④
認定こども園保育園部分・小規模保育所	①・②・④
江北幼稚園	①・②・③
町外幼稚園・認定こども園幼稚園部分	①

(3) その他留意事項について

- ・現在在園中で、同一施設で継続入園を希望される場合も入園手続きが必要です。
- ・町外幼稚園・認定こども園幼稚園部分は園への申込みとは別に申請書①の提出をお願いします。
- ・町外保育園・町外認定こども園保育園部分へ入園希望の場合も、江北町への申し込みとなります。
- ・支給認定申請の内容によっては、保育園へ入園できる保育の要件に該当しない場合があります。
- ・利用希望者が多いことにより、希望する園へ入園できない場合があります。
- ・支給認定申請の結果によっては、保育の実施期間の希望に添えない場合があります。
- ・0歳児～2歳児の新規申請にあたっては、第3希望まで入園希望施設名を必ずご記入ください。
- ・申請審査結果は次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから2月以降にお知らせします。

★町内の教育・保育施設

施設名		所在地	定員	年齢区分	連絡先
セ幼児江北 ン児北 夕教町 育	江北幼稚園	山口 1153 番地	130 人	満 3 歳児～5 歳児	0952-86-4350
	江北保育園	山口 1184 番地 1	100 人	1 歳児～5 歳児	
永林寺保育園		上小田 2378 番地	101 人	0 歳児～5 歳児	0952-86-5271
江北ひかり保育園		佐留志 2024 番地 1	132 人	0 歳児～5 歳児	0952-65-1070
小規模保育所なのはな		山口 2018 番地 1	19 人	0 歳児～2 歳児	0952-20-7087
(仮称)ニチイキッズ佐賀江北保育園		佐留志 2001 番地	19 人	0 歳児～2 歳児	0952-22-5010

★年齢区分（令和3年度）

5 歳児	平成 27 年 4 月 2 日生まれ ～ 平成 28 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児	平成 28 年 4 月 2 日生まれ ～ 平成 29 年 4 月 1 日生まれ
3 歳児	平成 29 年 4 月 2 日生まれ ～ 平成 30 年 4 月 1 日生まれ
2 歳児	平成 30 年 4 月 2 日生まれ ～ 平成 31 年 4 月 1 日生まれ
1 歳児	平成 31 年 4 月 2 日生まれ ～ 令和 2 年 4 月 1 日生まれ
0 歳児	令和 2 年 4 月 2 日生まれ ～

3 保育料等について

(1) 保育料の無償化及び副食費について

幼稚園の満3歳児以上、保育園の3歳児以上及び0歳児から2歳児の市町村民税非課税世帯は無償化の対象となります。なお、副食費については、別途園にお支払いいただくことになります。(所得により免除あり)

(2) 保育料の算定方法について (0歳児～2歳児)

◇令和3年4月～令和3年8月の保育料

令和2年度の保護者(父母等)の市町村民税所得割額により決定します。

◇令和3年9月～令和4年3月の保育料

令和3年度の保護者(父母等)の市町村民税所得割額により決定します。

※市町村民税所得割額は住宅借入金等の税額控除前の額を用います。

※年度途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

(3) 保育料の軽減について

同一世帯で2人以上の就学前児童が同時に保育所等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。無償化制度開始以降も従来通りの適用となります。

また、きょうだいで通園する施設が異なる場合でもカウントの方法は同じです。

なお、未婚のひとり親の場合は寡婦(夫)とみなし、保育料の算定等を行います。

➤ 多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にする子どものうち第2子は半額、第3子以降は無料となります。

➤ ひとり親世帯等による軽減

市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等(ひとり親世帯、※障がい者(児)のいる世帯)については、子どもの年齢にかかわらず、生計を一にする子どものうち第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書を持つ方

(4) その他

- ・口座振替による納付を希望される方は、金融機関窓口にてお手続きください。
- ・町外の公立保育園・認定こども園・地域型保育施設に入所される場合は、入所される施設へのお支払いとなります。
- ・保育料等が滞納となっている場合は、児童手当からの徴収や給料等の差し押さえを行うことがあります。また、保育施設等への入所をお断りする場合があります。